

岩手県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第53号

岩手県漁業調整規則の一部を改正する規則

岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第32条第1項、第33条から第38条まで、第39条第1項若しくは第5項、第40条から第46条まで、第48条第1項、第49条第1項又は第50条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第32条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第49条第3項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>(3) 第23条第1項（第32条第13項において準用する場合を含む。）、第32条第13項において準用する第22条第2項、第48条第2項又は第53条第1項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 [略]</p> <p>第63条 第25条第1項（第51条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第32条第10項又は第47条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。</p>	<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第54条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u></p> <p>第62条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第32条第1項、第33条から第38条まで、第39条第1項若しくは第5項、第40条から第46条まで、第48条第1項、第49条第1項又は第50条の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第32条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第49条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第23条第1項（第32条第13項において準用する場合を含む。）、第32条第13項において準用する第22条第2項、第48条第2項又は第53条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>2 [略]</p> <p>第63条 第25条第1項（第51条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第32条第10項又は第47条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。</p>
2	<p>第62条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第62条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和7年6月1日から施行する。
- 前項ただし書に規定する改正部分の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。